

苫小牧工業高等専門学校保有個人情報の開示等 に関する取扱要項

制 定 平成20年12月25日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における保有する個人情報の開示等に係る取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年4月1日制定。以下「機構取扱規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(個人情報保護窓口)

第2条 機構取扱規則第2条第2項にいう個人情報保護窓口は、総務課とする。

(決定権者)

第3条 機構取扱規則第2条の2第2項に定めるとおり、本校が保有する個人情報の開示等の決定は、校長が行うものとする。

2 開示等の決定は、独立行政法人国立高等専門学校機構が保有する個人情報についての開示請求、訂正請求、利用停止請求に関する審査基準（平成17年4月1日裁定。）に基づき行うものとする。

3 校長は、開示等の決定にあたって、本校運営委員会で検討等を行うことができるものとする。

(開示の実施)

第4条 保有個人情報の開示を閲覧の方法により行う場合は、苫小牧工業高等専門学校個人情報管理要項第5条に定める保護管理者の立会いのもと行うものとする。

(苦情処理)

第5条 機構取扱規則第18条第2項に定める苦情相談窓口は、総務課とする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年12月25日から施行する。